

松山市条例制定時の市民意見聴取経過表（平成30年9月市議会提出分）

総務部文書法制課作成

	条例名	条例の概要	提出日 番号	手続の種別	実施日(期間)	実施した聴取手続の内容 【パブリックコメントを実施しない場合はその理由】	担当課
1	松山市暴力団排除条例の一部を改正する条例	暴力団排除特別強化地域を拡大するものです。	平成30年 9月議会 議案 第75号	パブリック コメント	H30.6.29 ～ H30.7.30	パブリックコメントを実施し、広く市民の意見を聴きました。	人事課 089-948- 6217
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
2	松山市地域再生法に基づく認定事業者に対する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例	地域再生法の改正に伴い、固定資産税の不均一課税を引き続き実施するとともに、新たに固定資産税の課税免除を行うものです。	平成30年 9月議会 議案 第76号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	資産税課 089-948- 6308
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
3	松山市北条ふるさと館条例の一部を改正する条例	喫茶室の使用許可の期間を2年以内とするものです。	平成30年 9月議会 議案 第77号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 施設の設置・管理に関する事項であるため (実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	文化・こと ば課 089-948- 6989
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

4	松山市議会議員及び松山市長の選挙における選挙運動経費の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	公職選挙法の改正に伴い、市議会議員選挙での選挙運動用ビラの作成に要する経費を公費負担とするものです。	平成30年 9月議会 議案 第78号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 選挙運動経費の公費負担に関する事項であり、実施要綱第3条第1項各号のいずれにも該当しないため	選挙管理 委員会 事務局 089-948- 6618
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
5	松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	厚生労働省令の改正に伴い、サテライト型養護老人ホームの職員の配置の基準に関する規定の整備を図るものです。	平成30年 9月議会 議案 第79号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 実施機関に裁量の余地がないため(実施要綱第3条第2項第2号に該当)	高齢福祉 課 089-948- 6388
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		
6	松山市手数料条例及び松山市建築基準法施行条例の一部を改正する条例	建築基準法の改正に伴い、特別仮設興行場等建築許可申請手数料等を徴収するものです。	平成30年 9月議会 議案 第80号	パブリック コメント	実施して いません	【パブリックコメントを実施しない理由】 金銭の徴収に関する事項であるため(実施要綱第3条第1項第2号括弧書に該当)	建築指導 課 089-948- 6506
				パブリック コメント 以外の手続	実施して いません		

【摘要】

- ①この表は、条例の制定過程で、パブリックコメントのほか、各種説明会の開催や関係団体との協議など、市民の皆さんの御意見をどのように聴いたのか、についてまとめたものです。
- ②この表は、条例(新規制定、一部改正、廃止など)ごとに作成しています。
- ③パブリックコメントを実施しなかった場合には、その理由を記載しています。
- ④寄せられた意見の具体的内容などの詳細については、それぞれの担当課にお問い合わせください。
- ⑤「実施要綱」とは、松山市市民意見公募手続実施要綱(平成20年松山市要綱第17号)の略称です。
- ⑥「パブリックコメント(市民意見公募手続)」とは、条例の制定など、市の基本的な政策等の策定過程で、必要な事項を公表する ⇒市民等の意見を考慮して意思決定を行う ⇒提出された意見の概要、意見に対する市の考え方等を公表する、という一連の手続をいいます。